

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	生活保護に関する事務	
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収を行う。	
③システムの名称	・生活保護システム[ふれあい](標準化前)、・生活保護システム[ふれあい](標準化後) ・MICJET番号連携サーバ ・中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)生活保護情報ファイル (2)宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13, 14, 18, 28, 37, 40, 42, 43, 48, 53, 59, 63, 69, 74, 76, 86, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 148, 151, 155, 158, 161, 168, 169, 170, 171, 172の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 福祉課	
②所属長の役職名	福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部 福祉課 保護係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2168	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[☐]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[☐] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長	中野 大成	桑本 成司	事後	
平成29年9月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成27年7月1日	平成29年7月1日	事後	
平成29年9月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成27年7月1日	平成29年7月1日	事後	
平成30年10月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	桑本 成司	福祉課長	事後	様式変更に伴うもの
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年7月1日	令和1年7月1日	事後	
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年7月1日	令和1年7月1日	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. 評価実施機関における 担当部署①部署	市民部 福祉課	健康福祉部 福祉課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 保護係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2168	健康福祉部 福祉課 保護係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2168	事後	
令和2年7月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年7月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成31年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務	1. Acrocity生活保護 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 生活保護システム(ふれあい) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	事後	
令和3年7月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	I 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務	1. Acrocity生活保護(ふれあい) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 生活保護システム[ふれあい](標準化前)、 生活保護システム[ふれあい](標準化後) 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	事前	
令和6年9月25日	I 3. 個人番号利用 法令上 の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 項番15	番号法第9条第1項 別表23の項	事後	
令和6年9月25日	I 4. 情報提供ネットワーク による情報連携 ②法令上の 根拠	番号法第19条第7号 別表第2 項番9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表13, 14, 18, 28, 37, 40, 42, 43, 48, 53, 59, 63, 69, 74, 76, 86, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 148, 151, 155, 158, 161, 168, 169, 170,	事後	
令和6年9月25日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	